

24健長介第597号
平成25年(2012年)2月15日

短期入所生活介護事業所
特定施設入居者生活介護事業所
特別養護老人ホーム
介護老人保健施設
養護老人ホーム 管理者 様
軽費老人ホーム
有料老人ホーム
(中核市である事業所及び施設は除く。)

長野県健康福祉部
健康長寿課介護支援室長

社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について (通知)

2月8日に発生した長野県長野市の認知症高齢者グループホームにおける火災事故を受け、厚生労働省老健局総務課等から別添のとおり社会福祉施設等における防火安全対策について万全を期すように通知がありました。

今回の火災については、小規模な事業所において発生しましたが、避難・誘導が困難である高齢者や障害者が多数入所している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設においても、防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制等の確保等、必要に応じて管轄の消防署にも協力を依頼しながら、施設における防火安全体制に万全を期していただくようお願いいたします。

健康長寿課介護支援室

室長：宮下朋子

サービス係：小坂利雄

施設係：杉田 聡

電話：026-235-7121 FAX：026-235-7394

E-mail：kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp